

被災された方から住宅の修理を依頼された修理業者の皆様へ

「令和7年8月10日からの大雨」に伴う
被災した住宅の応急修理制度の留意点について

この制度は、災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住むことができるようにする災害救助法に基づく制度です。

修理業者の皆様へお願いします

- ・被災を受けた方には、応急修理制度について知らない方がいるかもしれません。その場合は、必ずこの制度をご案内ください。
- ・住宅の応急修理制度は、引き続き住むことを前提としており、工事完了後に「安全・安心に住める住宅」になるよう建築の専門家として被災者に十分説明をしながら打ち合わせを行ってください。

1 対象者

- ・「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

2 基準額

- ・1世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

（1） 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯	739,000 円以内（消費税込み）
（2） 準半壊の被害を受けた世帯	358,000 円以内（消費税込み）
- ※1 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯当たりの額以内になります。

3 応急修理対象工事の注意点

- ・対象となる部分は、日常生活に最低限必要となる「居間、寝室、炊事室、便所、浴室、これらをつなぐ廊下」です。※納戸や客間、使用していない部屋は対象外
- ・畳やフローリング、壁紙など、仕上げのみの交換は対象外です。
- ・床下地の修理に併せて交換する畳やフローリング、壁の修理に併せて交換する壁紙については対象となります。
- ・家電製品は対象外です。
- ・壊れた衛生設備の交換の際、明らかなグレードアップになるものは対象外（被災者負担）になります。（給湯器等破損した設備の品番を写真等で記録しておいてください。）

※詳細については、別紙1「住宅の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

4 手続きの流れ

見積り

- ・まず、「被害状況がわかる写真」が申込みをする際に必要になるため、写真を撮っておくようにお声掛けをお願いします。
- ・被災者としてしっかり打合せを行い、応急修理制度を利用し修理をすることになった場合は、「修理見積書（様式第3号）」の作成が必要です。内訳の詳細がわかる資料（※修理業者指定の様式で可）を添付し被災者に渡してください。
- ・修理見積書（様式第3号）については、消費税込金額での記載になりますので、税抜金額で記載されないようお気をつけください。
- ・市町村で被災者からの申込書類の提出後、修理見積書記載の工事対象内外について、市町村の担当者から確認がある場合があります。
- ・見積金額（応急修理分）に記載の金額が、市町村との契約金額になります。
それを超える被災者負担分については、被災者と2者間で契約いただき、被災者から支払いを受けていただくことになります。

契約

- ・被災者から申込書類を受付けた後、市町村から修理業者に対し「応急修理依頼書」を発行します。
- ・応急修理依頼を受け、「請書」を作成し市町村に提出してください。

支払い

- ・応急修理が完了したら速やかに「工事完了報告書」を市町村に提出ください。
- ・修理見積書（写）と工事写真（施工前、施工中、施工後）の添付が必要です。
- ・市町村での完了検査後に「請求書」を受領し市町村から支払うことになります。

5 対象市町村

- ・この制度の対象となる市町村は、災害救助法の適用を受けた以下11市町です。
熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、甲佐町、氷川町

【問い合わせ先】

被災者が被災時にお住いの市町村 または
熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室
電話：096-333-2819

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
 - (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。
 - ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。
- （例）×単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）

- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納(床下収納含む)、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外(水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

修 理 見 積 書

(全壊 大規模半壊 半壊 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見 積 金 額 (総 工 事 費)

円 -(消費税込)

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) (※1)

円 -(消費税込)

見積金額(被災者負担分)

円 -(消費税込)

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、普段使用している見積書を添付してください。)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載してください。

<限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合：739,000円の範囲内

準半壊の場合：358,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)してください。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に○ を付けてください。

〇〇市町村長 殿

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月

住 所

会社名

電話番号

代表者名

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月

住 所

氏 名

(※市町村記入欄)

市町村名

受付番号

受付担当者名